

女子教育法
齊藤鹿三郎述
全

255
12

048512-000-0

特23-24

子女教育法

齋藤 鹿三郎 / 編

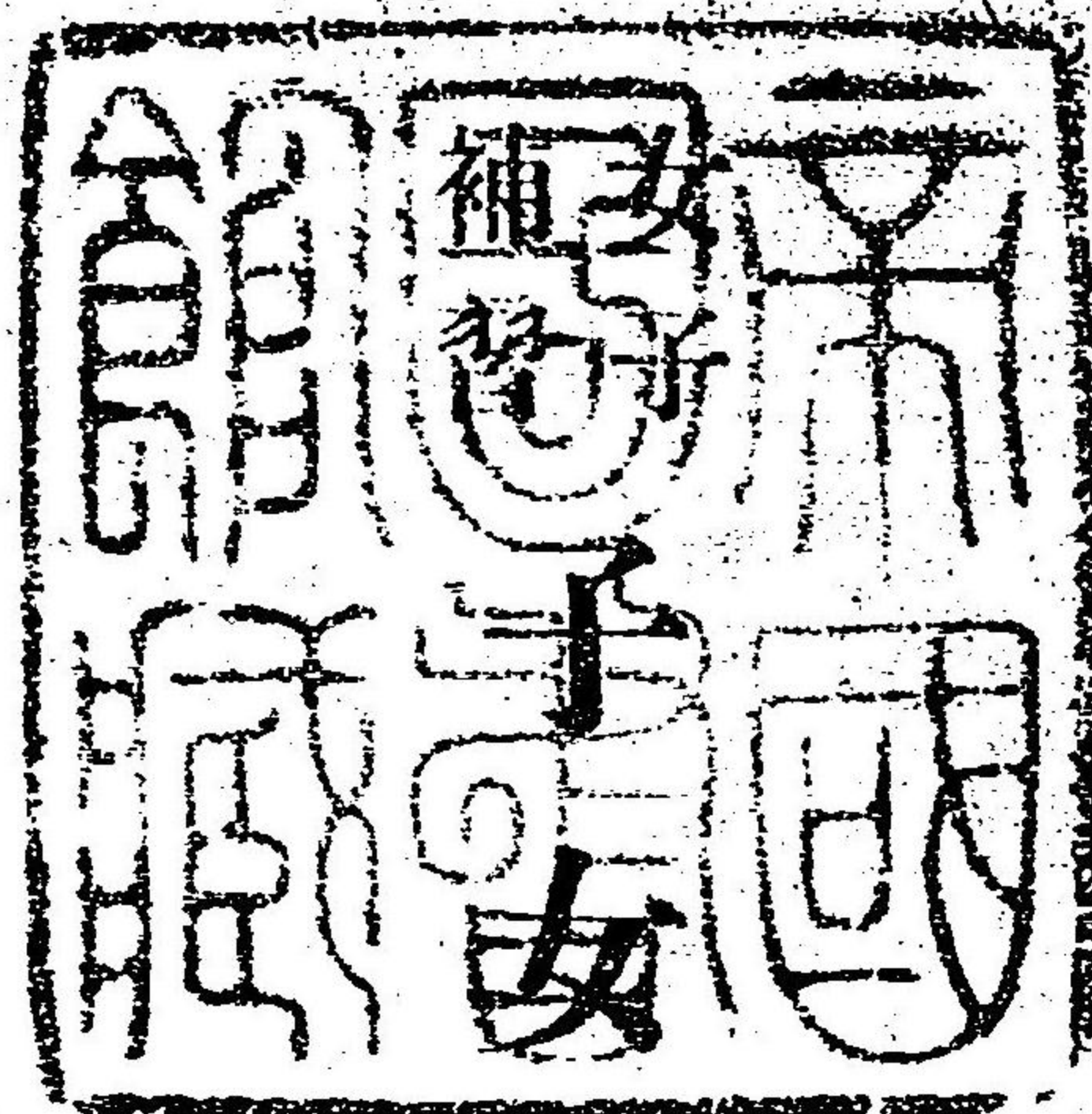
M39

BEI-0054



特23

24



教育法

齊藤鹿三郎編

明治
39 4 25
内交

例言

凡そ親の情として其の愛兒を教へ育てて、善き人間に仕立て上げんことを思はざる者はない。故に之れを遠く大古の有様に見るも、世の父母たるものは、其の家庭に於て、己の子女を教へ育てて以て其の身體の強健に發達せんことを務むると共に、家業に適せしめんことをも計つたのである。實に親の愛より出づる家庭教育と云ふことは、人類には自然に成立するものたるなり。而して家庭教育の方針は、父と母との意見が必ず一致することを要するものである。

世の漸く進むに従ひ、其の子女をして學徳高き教師に就きて、教へを受けしむるの必要を生じ、人の親たり兄弟たる者は、其の愛らしき子女弟妹を學校に送り、善良優美の人間、實地有用の人物たら

しめんことを計つて居るのである。加ふるに國家は其の國民の知識、道徳を進めて以て、國家の擁護と發達とを計らんが爲めに、父兄に命ずるに其の子女の義務教育を以てするに至つたのである。而して學校教育の効果を擧ぐるには、必ず教師と親との一致共同を要するものである。此に於てか親たるものは學校教育の方針を理解し、其の仕事を助くる丈の力量がなければならぬと云ふことになるのである。

人が學校教育を受けて愈、社會に出でたる後は、大に國家社會の影響を蒙るものである。而して此の影響は又一種の教育である。此の教育に對して、吾人は自身教育により、己の住する所の國家社會に適合する様に自分を作り上げて行かねばならぬのである。換言せば人は國家社會の發達保護を計り、同時に自己の發達保護を計る爲めに、自身を其の國家社會乃至一家の事業乃至其の境遇に適

合せしめなければならぬのである。

右三項の教育を完全ならしむるが爲めには、世の親たるものは教育の仕事の何物たるかを略承知して置くの必要がある。余は此の教育の仕事の一端を世の父母殊に將來母となる所の若き女子に紹介せんが爲めに、敢て筆を執つたのである。讀者幸に之れを諒せよ。

明治三十八年八月五日 我が軍の樺太占領を祝しつつ

齋藤鹿三郎記す

凡例

- 一 本書は小學校を卒業したる後補習教育を受くる女子の爲めに著述したるものである。
- 一 本書の内容は人の父たり母たるもの、殊に將來母たる人に必要な極めて實際的の子女教育法を説いたものである。
- 一 本書の分量は一週一時間教授するとして一年間の豫定である。
- 一 本書を著述するに當つては、出来るだけ平易なる文字、句調を用ひて、成るべく何人にも容易に讀み得る様になしたる積である。
- 一 本書は處々に假名を附してあるが、之れは全く老婆心より出でたるものである、而して此の假名の附け方は文部省の定めに従つてある。
- 但しくわを「ぢを」と書いてあるから地方によりて斟酌せらるることを望む。

明治三十八年八月五日

著者識

補女子女教育法 一名母の友

目次

- 一 教育とは人を仕立て上ぐる仕事である……………一
- 二 教育は人の身體と人の心とを仕立てあぐる仕事である……………二
- 三 健康なる身體には健全なる精神が宿るものである……………三
- 四 父母の其の子を愛するは自然である……………五
- 五 小供のさわぐのは當然である……………七
- 六 小供の自然の發達を助成せよ……………八
- 七 小供は自由を好むものである……………一四
- 八 小供は六七歳頃は最も活潑である……………一〇

凡例

凡例

- 一 本書は小學校を卒業したる後補習教育を受くる女子の爲めに著述したるものである
- 二 本書の内容は人の父たり母たるもの殊に將來母たる人に必要な極めて實際的の子女教育法を説いたものである
- 三 本書の分量は一週三時間教授するとして一年間の豫定である
- 四 本書を著述するに當つては出来るだけ平易なる文字句調を用ひて成るべく何人にも容易に讀み得る様になしたる積である
- 五 本書は幾分か假名を附してあるが之れは全く老婆心より出でたるものである而して此の假名の附け方は文部省の定めに従つてある
- 六 凡そくわがからを以て書いてあるが地方によりて斟酌せらるることを望む

昭和二十八年八月五日

著者 讀

補女子 子女教育法 一名母の友

目次

- 一 教育とは人を仕立て上ぐる仕事である……………一
- 二 教育は人の身體と人の心とを仕立てあぐる仕事である……………二
- 三 健康なる身體には健全なる精神が宿るものである……………三
- 四 父母の其の子を愛するは自然である……………五
- 五 小供のさわぐのは當然である……………七
- 六 小供の自然の發達を助成せよ……………八
- 七 小供は自由を好むものである……………一四
- 八 小供は六七歳頃は最も活潑である……………一〇

子女教育法目次

九 幼児には玩弄物を與へよ	一一
十 可愛がり過ぎると小供は弱る	一六
十一 小供の爲めになるものを小供に與へよ	一七
十二 小供の樂むことを爲さしめよ	一八
十三 時々童話或は英雄談を話し聽かせよ	二〇
十四 父嚴に母嚴に父慈に母慈たれ	二一
十五 長子を能く羨りよ	二二
十六 小供はうす着にせよ	二三
十七 小供の身體を冷水に慣らせ	二四
十八 小供をば成るべく大氣中に出し置け	二七
十九 小供には決して窮屈なる衣服を着せしむる勿れ	二八
二十 よく食物を嚙ましめよ	二九
二十一 夏時寝に就くとき腹部を被ふ事は嚴重に取締れ	三〇

二十二 菓實は與へても差支がない	三一
二十三 小供をして十分に睡らしめよ	三二
二十四 小供が修學する時は殊に睡眠が大切である	三四
二十五 廁に上る時を定めしめよ	三六
二十六 小供をば賞めもも罰しもせよ	三八
二十七 小供をほむるに吝なる勿れ	三九
二十八 一時の過失は説諭せよ再三の過失は叱責せよ	四一
二十九 容易に體罰を用ふる勿れ	四二
三十 小供が故意に虚言を吐きたるときは鞭撻を加へてもよろしい	四四
三十一 剛戾頑冥の小供には鞭撻を加ふるも可なり	四四
三十二 罰せらるる程小供は悪くなるものである	四七
三十三 幼時より父母教師を畏敬せしめよ	四八

三十四 小供の時より克己の心を養ふことが必要である……………五〇

三十五 僕婢をしてあばれ子を保護せしむる勿れ……………五二

三十六 小供には僅かの規則を守らしめよ……………五三

三十七年の長ずるに従ひ漸次改まるものは深く心配するに及ばず……………五五

三十八 小供の改むる能はざる過失は之れを自然に任せよ……………五七

三十九 小供を外に出して同年位の小供等と勇敢に奔走馳驅せしめよ……………五九

四十 適當の時期と場合とに於て威風と剛膽の氣象とを養成せよ……………六〇

四十一 小供には何事でも善き手本を示して之れに模倣せしむるがよろしい……………六二

四十二 小供をして自から進んで事を爲さんとする念を

起す様に導け……………六四

四十三 怒を以て小供を叱るはよろしくない……………六五

四十四 小供に對して大人に等しき行と嚴肅とを望みてはならぬ……………六六

四十五 小供にも少しは道理を語りきかすがよい……………六八

四十六 知識の本は觀察である……………六九

四十七 小供は記憶が盛なるものである……………七三

四十八 想像の働きの強いものは又物事を考へ出す力が強いものである……………七六

四十九 小供は盛に疑問を發するものなれば其の年齢に相當したる答を與へて満足せしめよ……………七九

五十 物事を考ふると云ふことは小供には容易に出來ぬことである……………八二

五十一 小供の感情は變轉極りなしである……………八四

五十二 小供の喧嘩は苦にするには及ばぬ……………八七

五十三 仕事の成功すると否とは大に感情の發達如何に
關係するものである……………八八

五十四 小供をして次第に高尚なる情を有するに至らしむ
ることは父母教師の大に務むべきことである……………九〇

五十五 小供は意志的のものである……………九一

五十六 頑固なる意志を取除け……………九三

五十七 遲疑する意志を取除け……………九五

五十八 小供の自然の缺乏を充たせ……………九六

五十九 小供の勇氣を養成せよ……………九七

六十 稍長じたる小供には自修を獎勵せよ……………九九

六十一 小供には秩序を守らしめよ……………一〇〇

六十二 小供をして常に暇なからしめよ……………一〇一

六十三 小供にも同情を表してやれ……………一〇三

六十四 年齢の長ずるに従ひ果斷の性質を養成せよ……………一〇四

六十五 物事に注意する習慣を小供に與へよ……………一〇七

六十六 女子には家事を手傳はしめよ……………一一〇

六十七 小供をして公德を守る様注意せしめよ……………一一二

六十八 小供が少年の期に近づきたるときは自から考へ
て行爲せしむる様にし父母教師は之れを監督し
其の相談に應ずる様にするがよろしい……………一一二

六十九 少年をば相談相手とせよ……………一一三

七十 小供と少年との心意を正しき方に向はしむるこ
とが出来れば其の餘の教育は意のままである……………一一四

目次終

齊藤鹿三郎先生著

女子補習 修身の道

和装全一冊

同文館

女子補習 女子教育法

一名 母の友

齊藤鹿三郎述

一教育とは人を仕立て上ぐる仕

事である

教へると云ふことは、父母教師が愛の心を以て小
供や生徒の爲めになることを、こちらから爲してや
ると云ふことである。

育つると云ふことは、立つことの出来ぬものに力

を副へて立たしめてやると云ふことで、父母教師が子供や生徒に力を副へて善き事を爲さしめ、又は善き方に向けてやると云ふことである。

つまり子女を教育すると云ふことは、子女を仕立て上げて一人前の役に立つものになしてやると云ふことである。

二 教育は人の身體と人の心とを

仕立てあぐる仕事である

教育の仕事は、身體の教育と、心の教育との二つに

分るのである。而して此の心の教育と云ふことは、又知識の教育と道德の教育との二つに分るのである。

つまり父母及び教師は共同して、小供の身體と知識と道德とを十分に發達せしめて、其の人の爲め、其の家の爲め、其の國の爲め、社會の爲めになる所の人間を作ることに心掛ねばならぬのである。

三 健康なる身體には健全なる精

神が宿るものである

人の幸不幸は多くは自から作る所のものである。命あつての物種と云ふ諺があるが、身體が丈夫でなければ何事も出来ぬ、善いと思ふ事でも爲したいと思ふ事でも出事ぬものである。

身體が健康であると其の中に宿る精神も健全なるものである。確かなるものである。それが證據にはからだの工合の善い時は、元氣があつて種々の仕事を爲さんと思ふ様になつてくるものである。

身體と精神とが健全であればこれ程幸福なることはない。我々は自分の身體を丈夫にし知徳を磨くと共に、小供のからだをも丈夫にし、且つ知徳を與へ、以て役に立つ人物を作ることには骨を折らねばならぬ。

つまり身體の孱弱なるものは男でも女でも役に立たぬことは明である。

四 父母の其の子を愛するは自然である

親として其の子を愛せざるものはない、禽獸皆然り。實に其の子を愛するは親の自然の情である。され

ど愛に過ぐるときは却て害を醸すに至るの恐がある。

母よ子供を愛する餘り子供の過失をも合せて保護する勿れ。小供の時習慣となりたるものは容易に取除け難きものである。何事でも小供の好む通りになしてやるはよろしくない。幼時の不正は寛假するも妨げなしと思ふてはならぬ。其の頑戻も小供であるからとのみ思ふ勿れ、徐に此等を取除くことを考へよ。尤も長ずれば改まるものは烈しく責むるには及ばさるも、放任寛恕に過ぐるも亦よろしくない。

子を愛するは其の子の幸福發達を希ふが爲めである。故に愛すると云ふことには、其の子の思ふ如くになしてやることもあり、其の子の好まぬことをもなさしむることもあるものである。

五 小供のさわぐのは當然である

小供は活氣が充ち充ちて居るものであるから到底靜肅にしては居れぬのである。而して其のさわぎの中にはばかばかしいことも多いが皆わるいとは謂へぬ。元來小供の處作は其の年齢に基くものが多

いのであるから、其の過失も之れを醫するには時を
俟つて匡正せねばならぬものが多いのである。父母
教師に此の心得があるときは、小供も亦無益の懲戒
を免るることが多いのである。之れに反して年齢に
伴ふ所の活氣を抑止するときは爲めに身體の發達
を害し、合せて心意をも萎縮せしむるに至るもので
ある。

故に小供はさわぎ居るも、席上の來客に對して不
敬に涉らざるか、家の仕事の妨げにならざる限りは
寧ろ其の活動を獎勵して、體力と氣力とを養ふのが

よろしい。

六 小供の自然の發達を助成せよ

小供を仕立つるには其の自然の發達を助くると
云ふことを以て原則とせねばならぬ。例へば大根を
作るにも急に肥料を施したからとて急に生長はせ
ぬと同様に、小供にも急に物事を教へたからとて急
に大人の様になるものではない、又大人物となるも
のでもない。

我々は決して自分の思ふ通りに子供を嵌め込む

と云ふ忘想ぼしせうに陥おちいつてはならぬ。小供が大きくなる間に、其の年齢に應じ、知識の發達の程度ていどに應じて、次第に導き行くと云ふことを以て方針ほうしんとせねばならぬ。

七 小供は自由を好むものである

小供が遊戯を好むは自由に働くことが出来るからである。就中なつかん水いぢりや砂いぢりや泥どろいぢりの如きものを好むは水や砂や泥は小供の自由になるものである故である。小供は自由を好むと共に又物を

自由にすることを好むものである。世の父母教師たるものは小供の此の特質とくしつを沮害そがいせぬ様注意せねばならぬ。然るに世の母の中には小供の最も能く好むものを最も嚴重げんじゆうにとどむるものもある。此れでは小供の發達は望まれぬものである。

小兒はたとへ困難のことでも己の好む所のものは能く之れを爲すものである。然るに小供が學問を嫌きらふことあるに至るは動うごもすれば父母教師が之れを強迫きやうはくするに基もとくことがあるのである。

故に父母教師は小供をして始めは學問を遊戯の

如く感ぜしむるがよろしい。學問は面白いものであると云ふ感を起こしむることが肝心である。然るときは小供は進んで父母教師に對して教を請ふの念を起す様になるものである。

小供をして教師に對し痛く窮屈を感じしむることと、學問を爲すを義務の如く心苦しく感ぜしむることは、子女を導くの法でない。

八小供は六七歳頃は最も活潑である

六七歳頃の小供は其の爲し得ることならば何事でも頓着なく之れを爲すものである。故に父母教師が上手に仕事を命ずるときは殆んど何んなことでも爲すものである。而して父母教師が共に爲すときは、小供は或免許を得たる心地して大に活動するものである。故に小供に爲さしめんと思ふことは、父母教師が小供と共に爲すのが最もよろしい。

但し茲に注意せざるべからざることとは、小供の進んで爲すことにて、長時間續くるときは倦怠を來たすものであるから、適當の時を見てやめしめなけ

ればならぬと云ふことである。

又學ばしむべき事を強て押しつけ、小供が好まざるも叱り飛ばして、恐怖戰慄の下に従事せしむるが如きは最もよろしくない。

九 幼兒には玩弄物を與へよ

幼兒には種々の玩弄物を與ふるがよい。玩弄物は成るべく種類の異なるものを選ぶがよい。而して玩弄物は年齢に應じ其の嗜好に適するものを選ばねばならぬが、是れは小供に選ばしむるが最もよい。何

となれば小供は其の年齢に相當する意見を發表するからである。

小供が長ずるに至るときは、自から玩弄物を作らしむるもよい。例へば竹と紙とを以て紙鳶を作り、糸と木片とを以て舟を作り、或は鋏を以て物の形を切らしむることなどもよい。凡て物を作り上げたるとき即ち成功の味と云ふものは、小供たると大人たるとに係らず、實に愉快なるものである。故に人には幼時より成功の樂みと云ふことを味はしむるがよい。此の事は實に將來仕事に向つて成功を熱望する情の

根蒂となるものである。

十可愛がり過ぎると小供は弱る

小供を育つるは百姓が小供を育つる様にするが最もよろしい。然るときは百姓の子の様に丈夫なる小供が出来る。世の中の母やお婆さんの中にはそれでは少しく酷に過ぎると云ひ、うちの子は外聞が悪るいから、百姓の子の様に見苦しくなしては置けぬと云ふものもあらん。一應ど尤の説であるが丈夫なる小供をほしい人は我慢なさい。

依て茲に婦人の一般に注意すべき原則を示さん。

曰く、

父母が其の子の愛に溺るときは、小供の體質は害はるることが多いものである。

十一小供の爲めになるものを小

供に與へよ

小供に物を與ふるは彼が喜ぶの故を以てすべからず、彼に適當するの故を以てすべし。小供は怒號しても、其の欲する所のもののみを得られざること

知るときは、遂には與へられたるものを以て満足するに至るものである。斯くなるときは父母も其の心を痛めず。小供も短氣を以て其の慾を逞ふせんと勉めざるに至るものである。

小供の得んと欲する所のもの、爲さんと欲することにて、其の小供の爲めにならぬものは其の幼稚なるの故を以て徒らに之れを許してはならぬ。

十二 小供の樂むことを爲さしめよ

すきこそ物の上手なれとは實に金言である。何事

でも樂んで爲すことは能く出来るものである。故に小供の健康に害を來たさず、又其の徳を傷つけざる限りは、何事でも十分に之れを爲さしめ、以て其の心を爽快にし、其の舉動を活潑ならしむることは父母教師の探るべき道である。但し徒らに賞を掲げて或仕事を獎勵し、其の品を得るを以て無上の幸福となすが如き弊に陥らざる様注意せねばならぬ。

殊に遊戯の如きは、害なく且つ健康を損するものにあらざる限りは、小供の好む所に任せ自由に樂ましむるがよい。就中有益なる遊戯は、倦み若しくは疲

れざる前に止めしめて、時々之れを樂まする様にす
るがよろしい。

十三 時々童話或は英雄談を話し

聽かせよ

小供は話を聽くことを好むものであるから、年齢
に相應する話を爲してやるがよろしい。之れには世
の童話と稱する桃太郎の話、かちく、山、花、咲、爺等よ
り始めて、次第に源義經、加藤清正、楠正成、廣瀬中佐等
の忠孝武勇談に移り、終には成功と思慮、成功と困難

との關係等に關する説話、大岡秀吉の成業、乃木將軍
の旅順攻撃、或はコロンブスのアメリカ發見等の類
の話を語りきかするがよろしい。

十四 父嚴に母嚴に父慈に母慈たれ

父は何事でも嚴にして、母は何事でも寛恕なるは
よろしくない。子供に許すべからざることは父も母
も許す勿れ。其の許して善い事は父も母も許せ。與ぶ
べきは父も母も與へよ。父と母との間に差異あるは
よろしくない。

十五 長子を能く躰けよ

長子を正しく躰け。然る後弟妹をして之れに倣はしむるは最も善き教育法である。然るときは凡ての子女をして共に善き發達を爲さしむることが出来る。是れは父母たるものの大に注意すべきことである。

又長子の知識と徳行との進歩を促す一方便として、弟妹に長子の長所を語りさかすもよろしい。

十六 小供はうす着にせよ

衣服の厚きに過ぐるは人をして柔弱じやくじやくならしむる基である。凡て困難なる事でも幼時より慣らすときは自然と之れに耐ゆることの出来る様になるものである。人の顔は年が年中むきだしだが暑さにも寒さにも堪ゆることが出来る。うす着に慣らせば寒さに出遇ふても困らぬが、厚着に慣れると少しでもうす着にすれば風邪ふうじゃに犯かさるるものである。百姓の子はシャツをきかず、股引ひきを穿かず、頭部をあらはして雪の中をかけ廻りて一向平氣なものである。

世の母やお婆さんには小供に暖衣を着せ過ぐるものがあるが之れは大いなる心得違である。殊に頭部を暖むる時は頭痛、感冒、カタル、喘息等を起し易いものであるから注意しなければならぬ。

十七 小供の身體を冷水に慣らせ

手と足は常に空氣中にさらして置くから顔と同じく寒暑に耐へ易い。寒中手足を冷水にて洗ふも大人ほど苦しくは思はぬ。

昔我が國の武子は子を育つるに跣足で土こねを

爲さしめた例がある。イギリスの或紳士が其の身の虚弱なるを歎き何ぞ自分は小供の時百姓の子の様にはだしてかけまわらなかつたかと云ふたことがある。

冷水に慣らすときは身體の他の部分も冷水に堪ゆることが出来るものである。イギリス人やドイツ人は身體の健康を計らんが爲めに毎朝冷水を浴し又は冷水にて身體を拭ふものが多い。日本の佐々木醫學博士なども冷水にて身體を磨軋することの効能を説いてある。

又小供に水泳を教ふるはよい事である。昔タイバ
ー河畔の一小市より起り、遂にローマ大帝國を建立
したるローマ人は、無能の人を呼んで「彼は読み書き
も出来ず泳ぐことも知らぬものだ」と云ふてあつた。
此の游泳と云ふことは、單り危険を免るる助となる
のみならず、冷水中の運動であるから健康を裨益す
ることも亦大なるものである。但し監督なしに水泳
をすることは堅く禁止しなければならぬ。又一日二
回、一回は十五分を過すはよろしくない。

十八 小供をば成るべく大氣中に

出し置け

幼時より漸次に寒暑晴雨に堪ゆる習慣を養ふこ
とが大切である。冬季と雖も成るべくは火邊にあら
しめざるがよろしい。出来るだけ日光の中にて遊ば
すがよい。但し小供が烈しき運動を爲したる後冷土
濕地に横はることと、冷水を飲むこととは堅く禁ぜ
よ。何となれば之れは動もすれば病氣を醸す原因と
なることがある故である。

十九 小供には決して窮屈なる衣服を着せしむる勿れ

衣服を以て胸部を壓し、かぶりものを以て腦を壓し、其の發達を不完全ならしむるときは役に立たぬ子女が出来る。

女子に餘り廣き帶を締めしむるときは呼吸を促迫せしむる恐がある、此の爲めに學校の式場などで女子の卒倒するを見ることがある、此の事は母も先生も注意してもらひたい。又紐を堅く締むるはよろしくない。帽子も軽く柔なるものを用ひしめよ。襟巻

は感冒を發する誘引となるものであるから成るべく用ひしむる勿れ。

二十 よく食物を嚙ましめよ

父母は注意して小供に能く食物を嚙む習慣を與へよ。是れは生長の後大なる利益となるものである。兎角人は胃が悪るいなどと云ふが之れは咀嚼の不充分なるが爲めに不消化病を起すことが多いのである。

間食は全く與へぬことは出来ないが度數多きは

よろしからず。之れは大に子供の年齢の上より考へねばならぬ。

二十一 夏時寝に就くとき腹部を

被ふ事は嚴重に取締れ

夏時寝に就くとき腹部を被はざるが爲めに寝冷もを來たすことがある。此の寝冷より往往取り返しのつかぬ病氣に陥ることがある。此事は暮れくも注意しなければならぬことである。而して此れは實に母の責任である。

二十二 菓實は與へても差支がない

菓實には害のあるものもあるが一切の菓實は皆害ありと云ふことは出來ぬ。寧ろ菓物には小供に取りては身体の發育上必要なるものもある。又菓物を食するときには心氣を爽快にする効もある。

但し菓物を食せしむるには(1)必ず熟したるものを選ぶべし。(2)食後に與ふるをよしとす。(3)食事と食事との間にも差支なし。(4)菓物の種類によりては嚴禁せねばならぬものもある。

父母が全く菓物を嚴禁するときには、小供は不熟の菓物をぬすみ食する恐があるから大に注意せぬばならぬ。

二十三 小供をして十分に睡らし

めよ

凡そ容貌の優美なるは小供の眠れるに如くものはない。又小供をして飽かしめざるべからざるものは睡眠に如くものはない。睡眠に就て考ふべきことは早起の習慣をつけることである。實に早起は健康

を増進するの最良法である。幼時より早起の習慣を養ひて、之れを行ひ易からしむるときは、成長の後に至りても坐睡又は晏起して有益なる時間を徒費するが如きことなきに至るべし。されど小供をして早起せしめんには、夜は早く眠に就かしむることが大切である。然るときは深夜飲食して健康を害する様な憂もない。凡て時間を能く守るものは失行あることは稀なるものである。

小供は實に愛らしき無邪氣なるものである。小供は家族と共に談笑せんことを欲し、家族も亦其の愛

らしきままに就眠を強ひざることがある。之れはよろしくない。而して朝、睡り居る時、目を醒さしむるは可愛そうであるが、之れも止むを得ない。但し靜かに其の體を動かし、低聲を以て呼び起すべし。若し性急に呼び起すときは小供をして恐怖せしめ、動もすれば精神を錯亂せしむる恐がある。

二十四 小供が修學する時は殊に睡眠が大切である

人が大なる働きを爲すには身體の全部が能く榮

養せられて居らねばならぬことは勿論であるが、又常に注意して睡眠を十分にし、疲勞を回復せしむることを勉めねばならぬ。元來動物は其の睡眠中に於て前に消費したる神経系統の補充を爲すものであるから、仕事を爲したる後には必ず休息睡眠せしむることが肝心である。殊に注意すべきは腦に病あるか、若しくは腦が疲勞して居るか、或は睡眠不足の時に當り最も始めに弱り來るものは記憶の作用である。故に物忘れをすると云ふ事は、疲勞の徴候か、若しくは病體の徴候である。従て兒童に向て過分の仕事

を課し、又は十分なる睡眠、又は十分なる榮養を與へざる時は、到底十分なる記憶を爲さしむることは出來ぬものである。

二十五 廁に上る時を定めしめよ

廁に上る時を定めしむる事も健康上必要なる事である。下痢の癖あるものは思想強からず、身體も亦強健でない、之れは注意しなければならぬことである。

廁に上る一定の時期は何時にても可なるも、先づ

一日の仕事を始め以前即ち朝食後を最も可なりとす。

世の父母よ、若し此の事が善い事なりと思はば、子供をして朝食後其の通氣の有無に係らず、食後必ず廁に行き脱糞を試みしめよ、數月の後には必ず其の欲する所の成績を得るに至らん。就學後は殊に此の事が大切である。母よ此の意見に賛成ならば、小供が廁に上らざる中は決して遊戯せしむる勿れ、又他の食物を與ふる勿れ。

二十六 小供をば賞めもし罰しも

せよ

小供を取扱ふ上に於て希望と恐怖との念を起さしめぬでは、訓練は出来ぬものである。されど之れを賞むるときは小供自身にも善い事を爲したと感ずる時が最もよろしい。之れを罰するときには小供自身が悪るい事を爲したと感ずる時が最もよろしいのである。又小供の出来得る仕事を命ずるときは前以て賞を約するもよろしい。之れに反して小供の容易に出来得ぬことを命じて後罰するはよろしくない。

凡て小供は父母教師の賞讃を感ずることは著しいものであるから、善を爲せば父母教師の賞讃を得、悪を爲せば父母教師の叱責を受くることを數回繰り返すときは、暫時にして善悪賞罰の差を心に悟るに至るものである。

つまり小供には善行には賞讃が伴ひ、悪行には責罰が伴ふものなることを深く感ぜしむることが最も大切である。

二十七 小供をほむるに吝なる勿れ

賞罰の事は大切なることであるから尙繰り返して申ます。元來世の父母教師は小供の不正を叱り罰するは容赦なくするが、善事をほめ又は賞品を與ふることは割合に吝である。是れは甚だよろしくない。凡て賞むると云ふことは人の行爲を進むるもので、叱ると云ふことは人の行爲を萎縮せしむるものであるから、小供をして活潑なる行動を爲さしめんと欲せば、叱ることを少くして、ほむることを多くせねばならぬのである。此の事は特別に世の父母教師に向つての御願である。たとへ小供の爲したる行が善

の標準より見ては別にほむるに足らざることにて、小供の分限より見て實に其の力の出来るだけを盡したるものなるときは、大に賞讃を加ふるがよろしい。要するに適當なる場合を見て褒むると云ふことは、小供に大なる感化を與ふるものであつて、褒め方によりては殆んど別人の如く小供の性格を變ぜしむることが出来るものである。

二十八 一時の過失は説諭せよ再

三の過失は叱責せよ

小供の一時の過失は之れを看過するも差支はな
いが能く説諭して聽かするがよろしい此の時は極
めて穩に話すことが大切である。若し怠慢か又は執
拗にして同一の過失再三に及ぶときは十分叱責せ
ねばならぬ。

二十九 容易に體罰を用ふる勿れ

體罰は頻頻と行ふときは小供の廉恥心を消耗せ
しむる恐がある故に父母はよく小供の過失の輕重
を考へ眞に之れを懲らすの必要あるときのみ體罰

を用ふるがよろしい。而して斯く重罰を加へたる時
は速に其の顔色を和ぐべからず其の罪を償ひ其の
行を改むるの形跡を認むるにあらざれば舊の如き
愛情を示してはならぬ。是れは父母又は祖父母等の
大に注意すべきことである。

又他人の前に於て小供を叱責するはよろしくな
いが殊に體罰は決して他人の前に於て加へてはな
らぬ。但し賞は他人の前に於てするときには却て二倍
の功力があることもある。

三十小供が故意に虚言を吐きたるときは鞭撻を加へてもよろしい

三十一 剛戾頑冥の小供には鞭撻を加ふるも可なり

鞭答は苦痛を感じしむるのみならず、耻辱をも感ぜしむる様にするがよろしい。父母其の子に命ずるに特別なる事を以てし、又は之れを禁ずるに當りて

は、必ず之れに従はしめねばならぬ。斯かる場合に當りては決して許してはならぬ、抵抗せしめてはならぬ。命令功なくんば鞭撻するも彼を心服せしめなければならぬ。

或謹慎にして慈愛ある一婦人あり、此の婦人適頑固にして命に従はざる一小女を鞭うちしことあり。母は七回少女を鞭うちしも彼は尙命に従はざりき、此の母は健氣にも撓む色なく尋て第八回の鞭をむちりて頑冥の少女遂に命に従へり、之れより其の少女は如何なることを命ずるも能く母の命を守り

しと云ふ。

兎に角鞭答を用ふるときは、十分其の功を奏するまでは止めてはならぬ。どこまでも小供には父母の威嚴と親切とを感ぜしめなければならぬ。

之れに反して鞭撻を施して屈服せしむるに至らざるときは却て大害を醸もすものである。何となれば愈益頑固の度を増し、後には抗争の心を生ずるに至るものである故である。要するに此の鞭答は大事に用ひよ、決して小事に濫用してはならぬ。

三十二 罰せらるる程小供は悪る

くなるものである

罰はなくてはならぬ。然れども甚だ嚴なるは其の益なきのみならず、人物養成上有害なる點が多い。罰すること甚だしきときは小供は畏縮するか。自暴自棄するか。はた又却て之れを何とも思はぬに至るものである。罰せられつつ教育を受けたるもので、最良の人物となりたるものは世甚だ稀である。小供を叱ること甚だしきときは、小供は其の氣力と勤勉の力を失ひ、却て從來の有様より劣ることあるに至る

ものである。放蕩なる少年輩も、其の精神活潑なるものは、或は改心して有爲の人物となることもあるも、心氣沮喪し、氣力卑屈なるものにあつては、後日に至り更に奮發して大事を爲すに至るものは殆んど稀である。

三十三 幼時より父母教師を畏敬

せしめよ

小供を取扱ふに幼時は之れを親しく取扱ひ、長じて後之れを嚴重にするは誤りである。通例の父母は

子供が稍長じて後其の子の已に従順なることを望む。然れども子供は已に父母に狎れたり、新に敬畏の念を起さしむるは容易の事にあらず。故に幼時より父母の威權に對し敬畏の念を心に印象せしむることが大切である。之れに反して青年と成りたる後に至りては益之れと相親しむがよろしい。

既に己を左右するの道理を了解するに至りたるものに對し、之れを待つに嚴格なるは人を取扱ふの道でない。成丁となりたる時に至り、始め父母に嚴格に取扱はれたることを思ひ出して、そは父母の慈愛

に基づく親切と、注意とより出でたるものなることを悟るときは、一層父母の恩を感ずるに至るものがある。

又幼時より教師を尊敬する念を起さしむるの必要なることも亦前同様の理である。

三十四 小供の時より克己の心を

養ふことが必要である

小供の時には其の欲する所のものを與へ置きながら長じて酒や煙草を求むる時に之れを與へざる

は寧ろ酷なる仕打である。人は二十歳以上に達するも其のうまい物を欲することは幼児と異なることはない、只其の嗜好品の異なるのみである。而して此れは決して不都合と云ふことは出来ぬ。只其の容易に欲する所のものを求めざるは、之れを制する克己の力があるによるのである。

幼時より他人の道理に服従するの習慣なきものは、長じて後も自から考へたる道理に服従することの出来ぬものである。故に小供の時より我意のみを通さしむることはよろしくない。

三十五 僕婢をしてあばれ子を保

護せしむる勿れ

父母が小供を叱るとき僕婢が小供の爲めに憐を乞ふことがある。若し此の事が一度許さるときは、小供は過ちあるときは僕婢によりて救を求むることあるに至るものである。此れは誠によるしからざることであるから、此の際決して僕婢の請を入れてはならぬ。悪事は何人より憐を乞ふも容赦なきものなることを小供に知らしむることが大切である。

三十六 小供には僅かの規則を守

らしめよ

小供には善い習慣を興ふることは極めて必要なことである。例へば早寝早起の如き。人の話をきくときは其の人の顔を見て居るが如き。己の品物を能く始末して置くが如き。學校への出入の時間を正しく守るが如き類である。されど幼時より、あれは斯くせよ、此れは斯くせよと數多の規則を設くるときは、小供が守り、おうせぬのみならず、父母教師も亦十分

監督し得ぬものである。従て之れが爲めに父母教師の威嚴を減ずることがあるものである。要するに小供に或習慣を與へんと欲せば、其の習慣と爲さんとすることを行はしむる機會を多く與ふることが最もよろしいのである。

さりとして又一時に多くの習慣を作らんことを考へてはならぬ。然るときは彼此れ混合して一も完全なるものとならぬ恐がある。故に父母教師は常に一事一実確實に習慣を作る様に導くことが大切である。尤も一つが出来上れば其の次とせずして、二つ三

つ位は同時に行はしむる方がよろしい。

小供の習慣を養成する上に於て最も注意しなければならぬことは、小供の年齢、性質を考へて之れに適應せしむると云ふことである。

三十七年の長ずるに従ひ漸次改

まるものは深く心配する

に及ばず

小供の時容装舉動等に於て禮節に缺くる所あるも深く心配するには及ばぬものである。只主として

父母教師を尊敬する心を養ひ、人を愛するの心を起す様に導くときは、長ずるに従ひ自然と禮儀に倣ふ様に至るものである。

禮儀を教ふるには實例を示すが最もよろしい。而して小供の舉動の上に於て大人の目よりは輕躁の如く見ゆることにても、邪惡の性質なくば少しは寛恕して置くべし。元來小供はあらくしいもので、而も思慮がないから、輕躁と云ふことは免れないものであるが、之れは思慮の習慣と共に漸次改まるものである。

世の父母の中には、客人の席上に於て、小供の行爲が禮儀に適はざることを責むるものもあるが、之れは誠によろしくない。何となれば小供は斯かる偶然の訓誡によりては決して正しき行を爲すには至らざるものである故である。

三十八 小供の改むること能はざる過失は之れを自然に任

せよ

元來天真朴野なるは小供の天性である故に小供

の爲したる過失にても、小供が其の善惡を辨へざる
ことなるか。若しくは其のよろしからざることを知
るものにてても、其の年齢と教育と觀察との足らざる
が爲めに改むることの出来ぬものは、年齢の長ずる
までは待たねばならぬ。而して之れを匡正するの道
は、他人の行爲を見て之れに倣はしむることが最も
よろしいのである。

以上の事を父母教師が能く心得居るときは父母
教師も氣がもめず。小供も亦叱かられんでもよい事
を叱からるることとはなくなるものである。随分小供

の側より考ふれば、父母や教師と云ふものは無理な
るものだと思ふこともあるなるべし。故に父母教師
も時時は小供の身にもなつて考へてみなければな
らぬのである。

三十九 小供を外に出して同年位
の小供等と勇敢に奔走馳
驅せしめよ

同年位の小供と遊ぶときは其の間に多くの勇氣

と決心とが養成せらるるものである。徒に家庭にのみ置くときは、動もすれば卑屈柔弱に流れ易いものである。

四十 適當の時期と場合とに於て

威風と剛膽の氣象とを養成

せよ

小供が長じて少年となる始めに於ては家庭の躑に於ても、又人と交はらしむる上に於ても種種の誘惑に敵すべき確乎不拔の氣象を與ふることが肝要

である。何となれば人が社會に立つに當つては専ら此の種の徳が必要である故である。

心、剛なるときは無暗に感情に動かさるること少く。従て身心を害することも少きものである。人をして永く苦痛を感じしむるものは精神上の苦痛である。故に幼時より剛強なる性情を鍛錬し、習慣となして容易に物事に屈撓せざる様にすることが大切である。

之れが爲めには幼時より倒るれば泣き、小傷にも涙を流し、少しく打たるも容易く泣啼するが如き

ことなき様に躑けたきものである。斯かる際には慰むるよりは其の泣くに足らざることを知らしむるがよい。

四十一 小供には何事でも善き手

本を示して之れに模倣せ

しむるがよろしい

小供は何事にも移り易きものであるから、手本を示して之れに倣はしむるが最もよろしい。又他人の爲したる善良なる行爲、大なる企業、堅忍不拔の行動

等に接觸せしむるがよい。之れには此等に關する事柄を話しきかせて之れに倣はしめ、進んで此の種の善良なる行動を爲し、自から一の作業を成功する様に導くがよい。又美術上の製作品或は繪畫、名人の作にかかる詩歌、過去の遺物、諸種の發明品、及び古跡等を示すがよろしい。

小供は最も好んで大人の眞似を爲すものである。故に若し父母自から小供の前にて爲したることを小供には爲してはならぬと云ふときは、小供は己の爲したる行爲を惡しとは思はず、却て父母の疇癢と

專權とを以て、故なく己が自由と快樂とを奪はんとするものなりと思ふに至るものである。

四十二 小供をして自から進んで

事を爲さんとする念を起

す様に導け

小供の好まざることを強て爲さしむるときは、只疲労を増さしむるのみにして効力は少きものである。之れに反して小供が好んで事を爲さんとする念起るときは、勞せずして多量の仕事を爲さしむるこ

とが出来ものである。故に小供に或仕事を爲さしめんと欲せば、其の事を爲さんとする念を起す様に導くことが最も大切である。

四十三 怒を以て小供を叱るはよ

ろしくない

父母教師が憤怒に乗じて小供を叱責するはよろしくない。是れ父母教師の威嚴を損し、且つ小供をして父母教師を尊敬する念を減ずるに至らしむるものである。小供は割合によく道理と喜怒哀樂の情と

を識別し得るものである。故に情より起りたることは蔑視することがある。

言語を以て小供を匡正するには沈着嚴肅にして親愛を旨とし、其の過てることを懇諭して改めしむるの道を探るがよろしい。罵詈的叱責を爲すは、適以て他人を罵詈するの詞を覚えしむるの効を爲すに過ぎぬものである。

四十四 小供に對して大人に等し

き行と嚴肅とを望みては

ならぬ

小供の年齢相當の頑是なき處爲。馬鹿らしき行爲の如きも、大抵のことは看過して差支がない。元來無頓着快活は小供の本性である。年齢或は氣質の自然の結果を見て、大早計にも我儘頑固なりと誤解してはならぬ。心意の發達せざるより生ずる過失は、寧ろ意に介せんでもよろしい。但し惡意の混ざるものは一步も之れを許してはならぬ。尤も此時も始めは餘り苛酷に取扱ふはよろしくない。

四十五 小供にも少しは道理を語りきかすがよい

小供と雖も事柄によりては、道理を語りきかすときは、之れは善い事である、之れは悪るい事である、と云ふことがわかるものである。又前にも申す通り父母教師の言が親切上より出づるか、憤怒より出づるかを、場合によりては推察し得るものである。故に父母教師の深き愛情より出でたる道理の説明は、案外効力があるものである。

小供が長じたる後は理由を語りきかせて、心から善に向ふ様に導かねばならぬ、即ち懇に或事柄の爲すべきこと、或事柄の爲すべからざる理由を語りきかせて、之れを行はしめ又は之れを禁ずるがよい。幼時の様に命令のみ爲すはよろしくない。殊に自から物事の道理を考ふる様になりたるときは、成るべく外から壓制せぬがよろしい。

四十六 知識の本は観察である

健全なる小供は、歩み且つ話すことが出来る様に

なれば、自から身體を動かさし、且つ己の注意を指揮して、須臾も静止することなく、頭を動かさし、手足を働かし、耳を傾け、目を圓くして周圍にある事物現象を知らんと欲するものである。之れは小供の自然の性質である。故に若し父母教師が教育の上より多くの事物現象を小供の目の前に持ち行く様になし、又小供をつれあるきて多くの事物現象に接する機会を與ふるときは、小供の觀察知覺は鋭敏となり、且つ小供は多くの實際的の事柄を知る様になるものである。而して此れが生長の後有用なる知識を得るの基礎

となるのである。

四五歳頃の小供に示す實物は玩弄物でも、石でも、貝でも、木片でも、花でも、草でも何でもよろしい。雜駁なるものでよろしい。又新奇なるものもよい。而して始終變化を與ふることが大切である、即ち色々變つたものを與ふるがよい。

又山とか、川とか、海とか、池とか、瀧とかにつれ行くとか、花を採らしむるとか、石や貝を拾はしむるとか云ふ様な事も大によろしい。殊に同じ事を二三回繰り返して、小供が其の物に親しむに至らしむるがよ

い。然るときは益きよみ興味きょうみを感じずるに至るものである。凡て人間の知識は書物によりて得たるものよりも、實物に接して得たるものが確たしかである。又書物によりて物事を教へんとするときには小供は疲勞つかうを生じ易いものであるが、實物に接せしむるときは小供は喜んで之れを知らんことを願ふものである。之れは幼き時のみならず長じても尙同一である。只父母教師は幼時には簡單かんたんなるもの。長じては複雑くわんざんなるものに接せしむる様にするがよろしい。而して此の際父母教師の大に注意すべきことは、小供をして専心せんしん其

の物に注意せしむるの習慣を養ふことである。又實物に接せしむるときは、小供をして自から之れを解釋せしめよ。成るべく數多の問を發する様に導け。父母教師が一々之れを解釋してきかせ、又は無暗に教へ込むが如きは殊ことごとによるしくない。

四十七 小供は記憶が盛なるものである

赤兒は生れて三四ヶ月を経れば物覺えをする様になるものである。夫れより母の顔を覺ゆるに至るも

のである。一年半に至れば菓子屋の前を通るとウマ
くくと云ふことを叫ぶ様になる、之れは前に菓子を
買ったことあるを記憶する證である。夫れより四五
歳頃に至れば唱歌でも、談話でも、意味をわからずに
記憶する様になるものである。

六七歳頃より十歳頃までは記憶の働きが最も旺
盛で、殆んど何事でも物珍らしく覺ゆるものである。
而して此の時代は最も知識をあさりあるく時代で、
而も最も亂暴である。蟬は取る、とんぼは殺す。めだか
取はする。草はむしる、木はなぐる。土は掘る水いぢり

はすると云ふが如く、最も活潑に最も盛に知識を取
り込む時代である。

而して此の際、覺えたることは容易に忘却せず。之
れに反して誤つて覺えたることは容易に矯むること
が出来ぬ。此の時は恰も粘土を以て物の形を作る
様に、如何様なることでも覺えさせることが出来る
ものである。故に父母教師は、此の年齢頃には務めて
多くの事柄に出遇はしめ、而も其の事柄につき確實
なる事を話しきかせて、確實なる知識を記憶の中に
存せしむることが肝心である。若しこの際、不確實な

る知識を與ふるときは實に有害なるものとなるのである。

四十八 想像の働きの強いものは

又物事を考へ出す力が強

いものである

想像そいぞうと云ふことは、小供にブリキにて作りたるおもちゃのカラン／＼と云ふ音を聽かせて、此の中に何があるかと問へば、石だろーかと答ふるが如き。又小供がおもちゃの劔をさげ、おもちゃの勳章くんしょうをつけ

て、大將となつた積りて威張いばるが如きは、皆想像の働きてある。又恐るべきものを恐れず、恐れぬでもよいものを恐るるが如きは、皆經驗けいけんの不足なるより色々の想像を爲すによるのである。

小供は自から想像的の事を爲して樂み。又自分の經驗で想像し得ることに心を傾かたむける特質とくしつがあるのである。故に遊戯にも、戰爭とか、兵隊ごととか、料理事とか、御祭ごととか云ふ様な想像的の事を樂んで居る。故に此の種の玩具及び書籍は幼兒に適するものである。又母は以上の如き遊戯を獎勵しんれいするがよい。又

色々の繪を畫かしむることもよい事である。

稍長じては、昔の戦争話などを聞いて其の實際は斯くありしならんと想像し、又源義経、加藤清正、大閤秀吉乃至英雄豪傑、發明家等の話を聞くときは、己も亦其の有様を繰り返して見たいものであると云ふ想像を起すに至るものである。故に此の時期には英雄豪傑、其の他偉人、學者等の傳記本などを買つてやるがよろしい、又其の墓所などに參詣せしむることもよい事である。

小供は此等の玩具、讀み本、旅行等によりて十分想

像の力が養はるるときは、次第に物事を先から先きと考ふる様になり。従て仕事に新工夫を爲すに至り、又は大なる發明などを爲すことがある様になるものである。

四十九 小供は盛に疑問を發する

ものなれば其の年齢に相當したる答を與へて満足せしめよ

小供は或時期に於て、教師、父母、兄弟、其の他何人に

向つても盛に質問を發するものである。此の時は其の問に相當する答を與ふることが、其の小供の發達進歩を促す一大原因となるのである。此の際世の母の中には餘り問はれてうるさきが爲めに、之れを叱るものもあるが、實に此等は子の爲めを計らざる親と謂はねばならぬ。又如何におかしき問にても決して冷笑してはならぬ。

小供は始めは何であるかと云ふ問を發するものである。此の時は其の物の名稱を教ふるときは満足するものである。されど後には名稱のみを以て満足

せずして、其の効用、性質をも聽かんと欲するに至るものである。其の時は簡單に之れを説明してやれば満足するものである。最後には何故に斯くあるかと云ふ問を發するに至るものである。是れは最も高尚なる問にして、思考と云ふ働きの出でたる證據である。而して此の働きは、大に物の道理を究むる基となるものであるから、斯かる問を發するに至るときは、父母教師は大に之れを獎勵するがよろしい。之れは九十歳頃から盛になり始むるものである。

五十物事を考ふると云ふことは
 小供には容易に出来ぬこと
 である

考ふると云ふ事は思ひ廻らすと云ふ事である。例へば度々電光の閃き渡る後に雷鳴のあることを経験し、此の二つのものの上に何か關係はあらざるかと思ひ廻らす。尚委しく言へば物事を考ふるとは、感覺、知覺したること、或は記憶、想像して居ることを、更に思ひ廻らして其の理由を究むることを云

ふのである。

其の理由を究むるには事柄を思ひ較べて然る後何とか決定しなければならぬのである。例へば夏非常に渴したる時、水を呑まんか、湯を呑まんかと云ふ場合に臨みて、實際は水が呑みたい。然し兎角水を呑むと腹痛を起すことがあるから飲まん方がよかる。然し清浄な水ならば呑んでも差支はなき筈である。けれども大事を積りて湯を飲まふか。然し湯よりは水の方がうまい。どちらにし様かな。先づくうまい方を我慢して湯にしよう」と決定するが如し。

斯く考ふると云ふことには多くの事柄を統一すると云ふ働きが必要である。而して此の多くの事柄を一度に思ひ出すと云ふことと、統一と云ふ働きは、小供には出来にくいものである。従て小供を教へ行く上に於ては、此の二つの働きを十分につけてやる様にすることが肝要である。

五十一 小供の感情は變轉極りなしである

感情とは楽しいとか、苦しいとか云ふ心持を云ふの

である。人の心持はつまる所よい心持か、又は惡るい心持かの二つである。之れは大人でも小供でも同じ事である。

小供は泣くかと思へば笑ひ。笑ふかと思へば泣き。喧嘩をするかと思へば仲よく遊び。仲よく遊ぶかと思へば喧嘩をすると云ふが如く實に一時一刻も靜でない。絶えず其の心情は變化して居るものである。而して其の喜悅悲歎は孰れも目前の事であつて、多くは感官即ち耳目鼻口等の快苦である。

子供の感情の發露するや、實に激烈なるものである、

即ち大聲で泣き出すとか。又は大聲で高笑で足踏あしぶみをして喜ぶとか云ふ様なものである。其の情は重に喜悅、恐怖、忿怒、敵對、壓虐、親切、權力、競争、反對等の種類である。

以上の情の働きは見様によりては悪るく見ゆるが、實際上は孰れも肝要大切なるものであるから、父母教師は能く此等の感情を利用して、善事を喜び、他人に親切に、悪事を恐るると云ふ様な風に導くがよい。又激烈なる情でも、他事を以て之れを誘ふときは容易に動かし得るものである。世の母は小供が泣いて

居る時に「あれ〜鳥が來た」など云ふ詞を用ひて、其の啼きを止むることがある。故に感情を支配するには、常に其の變化を計る様にするがよろしい。

五十二 小供の喧嘩は苦にするに

及ばぬ

小供の喧嘩を爲すは、七、八歳頃より九、十歳頃までに盛に起る所の反對、競争、權力等の情の激烈なるに基くものであつて、孰れもまけぬ氣と、己の意のままに人を従はしめんとする心とより起るものである。故

に年齢の長ずるに従ひ自然と止まる様になるものであるから、左程苦にするには及ばぬのである。小供の時、喧嘩も出来ぬ様なものは、病身か、又は臆病者で、将来見込の少ないものである。殊に強て小供を壓迫して優柔不斷に陥らしむる様なことがあつてはならぬ。

五十三 仕事の成功すると否とは
大に感情の發達如何に關
係するものである

凡て人の行動は、感情と云ふ一の動力によりて支配せらるるものである。即ち人間の成功及び失敗は、其の理性の状態如何によるよりも、寧ろ其の感情の發達、及び發達の高尙なる状態にあると否とによりて岐かるるものである。故に父母教師たるものは小供をして、感情と行爲との關係を正しからしむる様に導くことが大切である。殊に同情の多少は人の品格の高下。國民の開化の度合を示すものであつて、同情の度量の廣きこと及び同情の性質の優美なることとは開化の特徴と見て

よろしいのである。實に野蠻人は山一つを隔つる所の人種とさへ同情の交換を爲すことは出来ぬものである。

五十四 小供をして次第に高尚なる情を有せしむるに至ることは父母教師の大に務むべきことである

高尚なる情とは、他人に對する同情よりも尙一層國の爲め君の爲めには身命を捧ぐるとか己の私財を

抛つて無告の人をあはれむとか己を忘れて朋友の爲めに親切を盡くすとか善を爲しては之れを喜び、惡を爲しては之れを悲しむとか云ふが如く理想の高き情を云ふのである。學問上では斯かる情を情操と稱し愛國の心。忠君の心。慈悲の心。眞を樂み、美を愛する等の情を總稱するのである。

五十五 小供は意志的のものである

意志とは或事を爲し、又は爲さざらんとする心を云

ふのである。花を取らんと欲して花を探り、水を飲まずと決心して堅く之れを爲さざるが如きを云ふ。而して此の意志の確實なるは人格の高き證據であるから、教育は意志の確實なる人物を養成することが主眼であるのである。

然るに小供は極めて強盛なる意志の萌芽を有するものである。小供は絶間なしに何事をか爲して居るものである。然るに父母教師の中には、之れもなしてはならぬ。あれも爲してはならぬと云ふが如く、意志の萌芽を却て踏みつぶす様な誤を爲すものもある。

之れは深く注意しなければならぬ。將來有爲の人物を作る爲めには、出来るだけ小供をして意志を働かしむる様にすることが大切である。要するに小供には常に何事をか爲さしめて置くがよいのである。

五十六 頑固なる意志を取除け

頑固なる意志とは、目的の善惡に係らず、思慮分別なくして何か一つの目的に凝る所の意志を云ふのである。之れは意志の強きにあらずして却て意志の弱いのである。例へば泥の中に足を踏み込みて脱する

こと能はざるが如き類である。即ち發狂者に類するのである。發狂者は一つの事を思ふて、其の思を取り除くこと能はざるより起るものが多い。而して此の弱點は、小供には随分有勝のことなれば早く取除くことが必要である。序に茲に一言せんに、堅固なる意志と云ふは、頑固なる意志とは大に趣きを異にするものであつて、必ず一つの善良なる目的を認識し、之れを固守するものを云ふのである。而して此の唯一の目的を有する人は即ち偉大なる人格を有する人である。

五十七 遲疑する意志を取除け

遲疑する意志とは、決斷の出來ざる所の意志を云ふのである。即ち一事を思ふて善しと決するかと思へば、又他の事を考へて其の方がよしと思ひ、到底結着すること能はざるものを云ふのである。即ち俗にグツな人間と云ふものである。多くの小供の中には此の如きものも少くない。故に父母教師は、小供には小供相當の理想を與へて、此の癖を取り除くことが必要である。

五十八 小供の自然の欠乏を充たせ

小供の自然的要求は必ず之れを充たしてやらねばならぬ。例へば飲食の如き、寒さを感じる時の如きは其の求めに應ぜざるべからず。然れども小供の任意の要求に應ずる習慣を作つてはならぬ。例へば此の羽織は嫌なり、彼の羽織を着たしなど言はしめてはならぬ。食物、はき物等皆同様である。

凡て小供には父母教師の命じたること、又は與へられたるものに對しては、可不可を謂はしめざる習慣

を養ふことが肝心である。

五十九 小供の勇氣を養成せよ

日本人に特有なる勇氣は非常に大切なる徳である。勇氣なければ事に臨んで其の義務を果たすことも出來ず、有爲の人物となることも出來ぬ。實に勇氣は諸徳を保護し維持するの根原である、而も亦成功の母である。

眞正の勇氣とは、困難に抵抗すべき用意を爲して、如何なる災害の其の身に迫るも、如何なる危険に遭遇

するも、自若として己が職分を盡すことを云ふのである。世の父母教師よ小供に此の習慣を與ふることに就ては、非常なる力を用ふることを覺悟せられよ。人は生命を賭する戦争に於ては勿論、痛苦に對しても、耻辱に對しても、貧困に對しても、眞正の勇氣を以て之れに當るの覺悟が大切である。此の覺悟さへあれば身は立つべく、家は起るべく、國は榮ゆべきことは鏡にかけて見るが如く明なるものである。勇氣を養ふには小供をして痛苦に慣れしむるに在り。故に小供の勇氣を養はんと欲せば、小供が痛苦を

受くることあるも、小供の爲めに悲みてやつてはならぬ。又小供をして歎かしめてはならぬ。次には殊更に痛苦を感じしむるもよろしい。但し此の時は小供の堪え得るを度とし、小供をして怒らしめてはならぬ。又罰と誤解せしめてもならぬ。而して小供が勇氣をあらはしたるときは大に賞讃せよ。

六十 稍長じたる小供には自修を
獎勵せよ

父母教師は小供や少年には知識を授くるのみならず、尙進んで知識を愛し、且つ之れを重んずるの心を起さしめ、一層進んでは自修じしゆの念を起さしむる様に導くことが大切である。

六十一 小供には秩序ちゆうじを守らしめよ

目的を達せんとする決心と、勤勉と、秩序との三者結合して成功は來るものである。人々の高下の差別は重に此の三つのものの有無によるのである。父母教師は此の三者と成功との關係を小供に知らしむる

ことが大切である。

六十二 小供をして常に暇いさまなから

しめよ

小人間居して不善を爲すと云ふ詞があるが、小供も暇さへあればいたづらをするものである。小供には絶えず何か仕事を與へて置くがよろしい。玩弄物を與ふるもよろしい。遊戯も勿論小供の一つの仕事である、仕事の習慣は遊戯より始むるがよろしい。遊戯上にて己の爲さねばならぬことを爲さしむるは己

の爲さねばならぬ義務を果すの基となるものである。手細工の仕事もよろしい。雨天の日などには繪本を示すもよろしい。繪を書かすむるもよろしい。實に小供は晝は遊ぶ爲めにあかるく、夜は寝る爲めにくらくなると思ふて居るのである。殊に稍長じたる小供就中少年には必ず仕事を與へて置かねばならぬ。然らざるときは彼等は其の銳氣の發露するに任せて、随分不正の事をも爲し兼ねぬものである。

世の父母教師は、小供に仕事も與へずして、却て小供が何か仕事を見付けて爲すと、それは爲してはならぬ。其の品はおもちゃにせられては困る。そちらには行くなと云ふが如く、小供の仕事を奪ふことのみ謂ふて居るものもある。此れは寧ろ大なる誤である。

六十三 小供にも同情を表してやれ

小供は大人就中己が尊敬する人より賛成、同情を得ることを以て、無上の榮譽とするものである。故に小供が善き考を出したるときは、十分熱情深き賛成の意を表してやるがよろしい。又或遊戯を爲さんこと

を申出でたる時の如きも差支なき限りは同意せよ。又何か成功し、失敗したる時の如き、十分に同情を表して將來大に望みのあることを示し、或は一時の失敗は憂ふるに足らざることを説きて、再び仕事を繰り返さしむる勇氣をつけてやることが大切である。

六十四 年齢の長ずるに従ひ果斷

の性質を養成せよ

凡て仕事を爲すには始めに思慮と云ふことが必要である。思慮と云ふことは、天秤に掛けて量ると云ふ

ことである、即ち事の輕重を知るまでにはどちらにも傾かずに考へて居ると云ふ事であつて暫時行動を制止する働きである、仕事を始むる前に「煙草一服」と云ふことがある。之れは愈行く先きに誤りなきや否やを考へ、愈着手して差支なしと決するまでの間の仕事の中止を云ふのである。此の事は仕事を爲す上に於ては至極大切なる事である。

思慮の習慣は所謂知者と稱せらるる人の働きにして、大に人間の品格の發達上に必要なるものである。而して此れには理想の構成と云ふことが餘程大切

なる關係をもつものである。即ち吾人は何時にても思慮を爲さざれば働きを爲し得ずと云ふ事にては、到底仕事を爲し得ぬ場合が多いものである。或る場合に於ては思慮を爲すの暇なき時が往々にしてあるものである。此の時に當り速断して働く所の人と、思慮を爲さずして輕卒に働く所の人とがある。而して此の果断によりて成功する人は、平常練習の結果により斯くくの場合には斯くなすべしと云ふことを承知する所の人である。故に果断なるが爲めには、平生より諸種の場合に於ける出來事を決するに

足るべき理想を構成して置かねばならぬのである。凡て人間の行爲の高尙なるものは、一つの理想の力によりて支配せらるるものである。故に父母教師は小供をして常に己を支配する所の原則たる高尙なる理想を形成し以て萬般の事項を處置するに至らしむることが大切である。

六十八 物事に注意する習慣を小

供に與へよ

物事に注意する習慣を養ふことは教育上甚だ大切

なることである。注意とは一事物の上に心を集むると云ふことである。本を讀むときは本にのみ心を注ぎ。遊ぶときは遊ぶことにのみ心を注ぎ。物を數ふるときは數ふることにもみ心を注がしむる様に導くときは、小供は凡て己の爲す仕事に對して心を注ぐ様になるものである。

而して一つの仕事につき心を注ぐ様になるときは、其の事につきて面白味おもしろみを感じるに至り、又能く其の事を記憶するに至るものである。すきこそ物の上手なれとは前にも申す通り實に貴き詞である。何でも

小供に爲さしめなければならぬことは、小供をして好ましむる様に爲すことが肝心である。

小供の學問の出來ると出來ぬとは、主として此の注意の働き如何によるものである。教師の言を能く聽き居るは此の注意の力がある故である。注意の強き小供は、靜として教師の言を聽き居るも、不注意の小供は常に身體が動き居りて、落ちつかぬものである。故に注意の力を養ふには先づ身體を動かさぬ様にするのが大切である。

六十六 女子には家事を手傳はし

めよ

女子は學校の生徒としては其の忙しきこと男子と毫も異なることはない。然れども女子は、將來、男子よりも小なる仕事を數多く取扱はざるべからざる任務あるを以て、早くより仕事の習慣をつけ置くがよろしい。殊に炊事の手傳をなすこと、弟妹の食事を世話すること。衣服を着せしむること、洗濯すること。小供を起臥せしむること。弟妹の學用品の買ひ求めのこ

と及び學校に伴ひ行くこと。小供を遊ばしむること、效外に伴ふこと、その他庶物の整理等は十歳以上の女子の平常の任務となすがよろしい。此の他力量次第により裁縫の一部を手傳はしむるもよろしい。然るときは女子は家事を見習ふと同時に、身體を動かして却て其の強健を増すことが出来る。要するに女子には男子よりも絶えず働く習慣をつけることが肝要である。

六十七 小供をして公德を守る様

注意せしめよ

公の徳を犯したるときは其の非を諭し、場合によりては嚴責すべし。されど公の徳は小供には容易に其の可否を辨別し能はざるものが多いから、一々其の徳の大切なることを説明して聽かせなければならぬ。之れは父母教師の注意すべきことである。

六十八 小供が少年の期に近づきたるときは自から考へて行爲せしむる様にし父母

教師は之れを監督し其の相談に應ずる様にするがよろしい

年齢が長ずるも命令的に制御するはよろしくない。小供が生長發達するに従て、次第に自由を許し、自から考へて、自から行ひ、以て其の成功を樂しみ、失敗を悲むの習慣を附する様にする事が大切である。

六十九 少年をば相談相手とせよ

幼時の教育は威嚴を示すことが必要であるが、小供

の年齢物の分別の力の進むに従ひ、父母教師は其の威厳を緩め、共に話し、共に談ずるがよろしい。又少年の知ることに就きては其の意見を述べしめ、共に議するもよろしい。斯くすれば少年の自重心を増すに至るものである。されど父母教師の注意すべきことは、十七八の少年と五十前後の大人との嗜好希望等には大なる差違のあるものなることを前以て覺悟し居らなければならぬと云ふことである。

七十小供と少年との心意を正し

き方に向はしむることが出
來れば其の餘の教育は意の
ままである

父母教師よ、小供及び少年の性質と嗜好とを十分に観察し、之れを基礎として小供及び少年を正しき方に向はしむる方法を考へよ。然るときは己の欲する如く小供及び少年を教育し得るものである。

補女子 習子 子女教育法終

明明三十九年四月三日印刷
明治三十九年四月廿五日發行

子女教育法與付

齋藤鹿三郎先生著 修身之道 全一冊 定價金廿五錢 郵税金六錢	齋藤鹿三郎先生著 子女教育法 全一冊 定價金三十錢 郵税金六錢	大村仁太郎先生著 家庭教師としての母 全一冊 定價金七十五錢 郵税金十錢	大村仁太郎先生著 教育者の教師 全一冊 定價金七十錢 郵税金十錢	大村仁太郎先生著 太郎に如何に教育すべきか 全一冊 定價金六十錢 郵税金八錢	大村仁太郎先生著 母と子供 全一冊 定價金六十五錢 郵税金十錢	大村仁太郎先生著 我が子の養育 全一冊 定價金四十五錢 郵税金八錢	大村仁太郎先生著 我が子の悪徳 全一冊 定價金六十錢 郵税金八錢	大村仁太郎先生著 我が子の美德 全一冊 定價金七十錢 郵税金十錢	大村仁太郎先生著 母の美徳 全一冊 定價金六十錢 郵税金八錢	大村仁太郎先生著 日本の魂 全一冊 定價金八十錢 郵税金十錢	久保天来先生著 少年士道の訓 全一冊 定價金六十錢 郵税金八錢
--	---	--	--	--	---	---	--	--	--	--	---

不許複製

定價金三十錢

著者 齋藤鹿三郎

發行者 森山章之丞

印刷者 三島宇一郎

印刷所 弘文堂

發兌 同文館

大賣捌所 吉岡寶文館

大賣捌所 同文館支店

大賣捌所 東京堂書房

補習教育の教科書參考書

- 文部省實業學務局 ○實業大國民讀本 甲種全壹冊 定價金三十五錢
 中村康之助先生編纂 乙種全壹冊 定價金三十錢
 同文館編輯部編纂 ○補習實業讀本 全壹冊 定價金廿五錢
 同文館編輯部編纂 ○日本商業讀本 全四冊 定價一、二、各廿五錢
 定價三、二十七錢
 定價四、二十八錢
 神戶高等商業學校教授 中川靜先生編纂 ○商業補習讀本 全貳冊 定價一、二十二錢
 定價二、二十三錢
 橫井農學博士校閱 補習教育研究會編纂 ○農業讀本 甲種全貳冊 定價各二十五錢
 乙種全壹冊 定價金二十七錢
 足立丑六先生著 ○高等商業教授書 全壹冊 定價金七十錢
 郵税金六錢
 橫井農學博士校閱 矢田鶴之助先生著 ○小學農業教授法 全壹冊 定價金八十五錢
 郵税金六錢
 法學博士 松崎藏之助先生著 ○農業と産業組合 全壹冊 定價金六十錢
 郵税金六錢
 法學士 河上肇先生著 ○日本農政學 全壹冊 定價金貳圓廿錢
 小包料金十五錢

同文館出版圖書目錄は御申越次第呈す

